

経営支援、新分野進出アドバイザー等派遣事業

【目的】

町内で創業、経営革新等に取り組む中小企業者等が経営・技術等の専門知識を有する専門家からの指導・助言等を受ける場合にかかる経費を補助する。

【補助金の交付対象等】

次のいずれかに該当するもの

- (1) 町内において法人格を有する中小企業者
- (2) 町内のNPO法人
- (3) 飯南町商工会員
- (4) 飯南町観光協会会員
- (5) 飯南町ビジネスコンテストにおいて優秀賞を受賞した者

【補助事業内容】

内容	補助対象経費	補助金率及び補助金限度額
(1) 経営改善等への指導及び助言 (2) 新分野進出、新商品開発、販路開拓等の指導及び助言 (3) 起業、創業への指導及び助言	(1) 謝金 (2) 旅費 (3) 上記以外で町長が特に必要と認める経費	(1) 補助金算出方法 補助対象経費に対する定額補助 10/10 (補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) (2) 補助金限度額 150千円

※制度使用回数：1中小企業者等につき3回（年1回、3年間）を限度とする。

※他の県、財団等派遣制度との併用可能

（例：同一専門家に対して、県3制度3回派遣、本事業3回派遣を受け、1年に6回派遣を受ける場合など）

【申請に必要な書類】

飯南町経営改善等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)

添付する書類

- (1) 補助対象事業概要書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業計画書(様式第3号)
- (3) 定款
- (4) 経歴が分かるパンフレット等
- (5) 見積書又は金額の根拠が分かるもの